

診療報酬点数表 医科 30年4月版 訂正表

お手数ですが、下記の訂正をお願いいたします。

- 注1 「↓」は上から、「↑」は下から数えての行数を、二重下線は削除を、下線は訂正後を表します。
2 ページの前の「*」印は平成30年5月16日付以降の訂正表の追加を表します。

- P. 6 右欄（初診又は再診に附随する一連の行為の取扱い）↓2
一迎の行為と → 一連の行為と
- P. 16 右欄(9)↓3 検査項目 → 検査項目
- * P. 55 左欄 A214 看護補助加算（1日につき）↓3
3 看護補助加算 96点 → 3 看護補助加算 76点
- * P. 165 右欄（往診料）(1)↓2 当該保健医療機関 → 当該保険医療機関
- * P. 224 右欄(39)の次に下記を追加し、(40)から(48)を(41)から(49)とする。
- (40) オートタキシン
ア オートタキシンは、D007血液化学検査の「48」Ma c-2 結合蛋白糖鎖修飾異性体の所定点数に準じて算定する。
イ 本検査は、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。
ウ 本検査とD007血液化学検査「37」のプロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド(P-Ⅲ-P)、「38」のⅣ型コラーゲン、「40」のⅣ型コラーゲン・7S、「44」のヒアルロン酸又は「48」のMa c-2 結合蛋白糖鎖修飾異性体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- P. 229 右欄(21)↓1 非ボジキンリンパ腫 → 非ホジキンリンパ腫
- * P. 288 備考欄↑5 「・特異抗原の～限度とする。」を2行下げる。
(特異的IgE半定量・定量 の備考へ移動)
- P. 288 備考欄↑1, ↑2 「種目数にかかわらず一連につき」をそれぞれ1行下げる。
(顆粒球機能検査、顆粒球スクリーニング検査 の備考へ移動)
- P. 316 右欄（外来後発医薬品使用体制加算）(2)↓3
80% → 85%
- P. 318 右欄 右（処方箋料）(8)↑2
F100処方料の(6)に → F100処方料の(6)及び(7)に
- P. 349 右欄（通院・在宅精神療法）(1)↓2
脳器質性障害（患者の著しい～ → 脳器質性障害があるもの（患者の著しい～
- P. 559 左欄↑28 骨移植術〔K059〕の次に下記を追加
コッエンテリョウケンサ
骨塩定量検査《超音波》…………… 253、290
- P. 579 左欄↑3 骨塩定量検査《超音波》…………… 253、290を削除
- P. 588 右欄↑14 T L S-C H O P 遺伝子検査《尿糞便》の次に下記を追加
T-M 《病理》…………… 521